

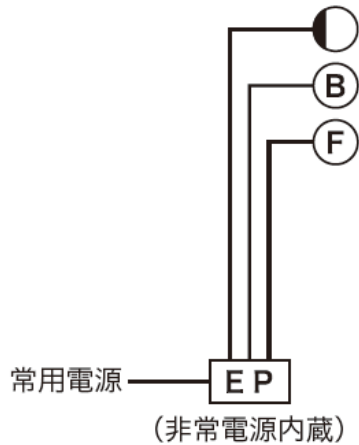
第 1 4 非常警報設備

1 非常ベル、自動式サイレン

非常ベル、自動式サイレンは、政令第24条第4項並びに省令第25条の2第2項（第2号及び第3号を除く。）及び第3項の規定によるほか、次によること。

（1） 主な構成（第 14－1 図参照）

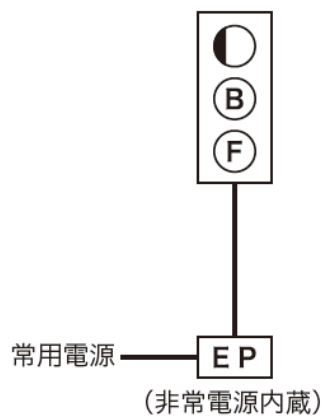
（その 1）単品組み合わせ



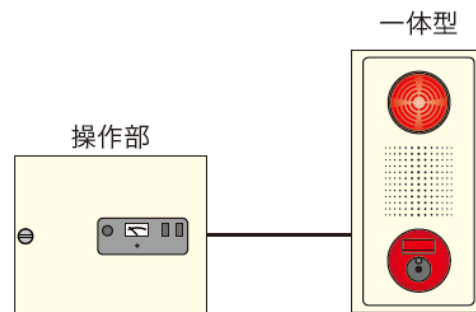
凡例

(F)	起動装置
(B)	音響装置
◐	表示灯
EP	操作部

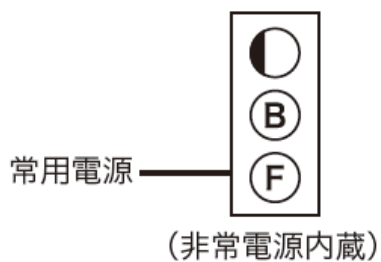
（その 2）一体型



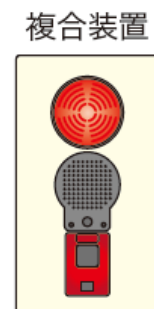
（姿図）



（その 3）複合装置



（姿図）



第 14－1 図

(2) 用語の定義

この 1 において用いる用語の定義は、次による。

- ア 「非常ベル」とは、起動装置、音響装置（サイレンを除く。）、表示灯、電源及び配線により構成されるものをいう。
- イ 「自動式サイレン」とは、起動装置、音響装置（サイレン）、表示灯、電源及び配線により構成されるものをいう。
- ウ 「起動装置」とは、火災が発生した際、手動操作により音響装置を鳴動し、又は操作部に火災である旨の信号を送ることができる発信機をいう。
- エ 「音響装置」とは、起動装置から火災である旨の信号を受信し、自動的に火災である旨の警報を必要な音量で報知することができる装置をいう。
- オ 「表示灯」とは、起動装置の所在を明示するために設けられる赤色の灯火をいう。
- カ 「複合装置」とは、起動装置、表示灯、音響装置それぞれの単体又は任意に組み合わせ一体として構成したものに、非常電源を内蔵したものをいう。
- キ 「操作部」とは、起動装置と連動し、又は手動により警報を発するものをいう。

(3) 機器

- ア 非常ベル及び自動式サイレンは、非常警報告示に適合するもの又は認定品のものとする。

●
イ 地震動等による障害がないよう堅ろうに、かつ、傾きのないように設置すること。

ウ 次に掲げる場所に非常ベル及び自動式サイレンを設ける場合は、防爆型、防食型、防雨型又は適当な防護措置を施すこと。

(ア) 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所

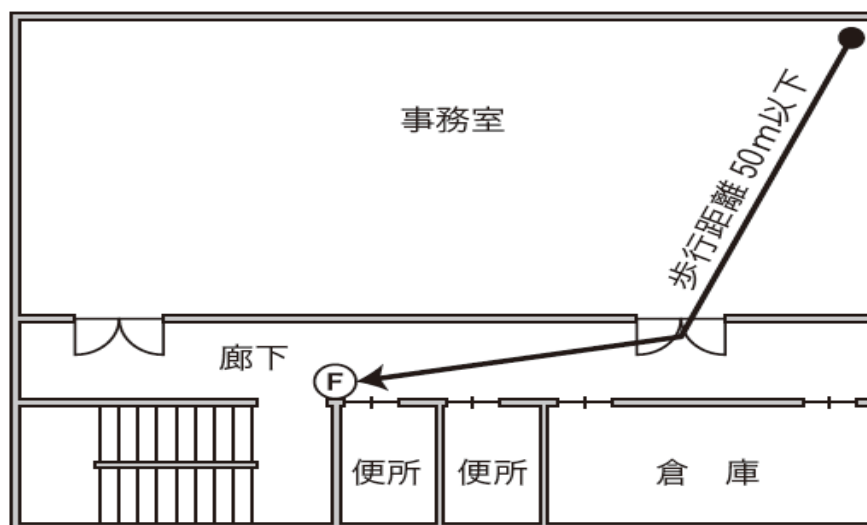
(イ) 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所

(ウ) 開放型の廊下又は通路（以下この項において「廊下等」という。）で、雨水等が浸入するおそれのある場所

(4) 起動装置

起動装置は、政令第24条第4項第2号及び省令第25条の2第2項第2号の2の規定によるほか、次によること。

- ア 出入口若しくは階段の出入口の付近又は廊下等の多数の者の目にふれやすい場所で、かつ、操作の容易な場所に設けること。●（第14-2図参照）
- イ 操作上支障となる障害物がない箇所に設けること。



第 14-2 図

(5) 音響装置

音響装置は、省令第25条の2第2項第1号の規定によるほか、次によること。

ア 設置場所

音響装置の設置場所は、第10自動火災報知設備8(1)を準用すること。

イ 鳴動方式

原則として、当該設備を設置した防火対象物又はその部分の全区域に有効に報知できること。



(6) 表示灯

表示灯は、省令第25条の2第2項第2号の2ニの規定によるほか、通行に支障のない場所で、かつ、多数の者の目にふれる位置に設けること。

(7) 操作部

ア 設置場所

(ア) 点検に便利な場所に設けること。

(イ) 温度又は湿度が高く、衝撃、振動等が激しい等、操作部の機能に影響を与える場所には設けないこと。

(ウ) 起動装置の設けられた操作部にあっては、操作の容易な場所に設けること。

(エ) 多回線用の操作部にあっては、防災センター等の常時人のいる場所に設けること。

イ 機器

(ア) 1回線に接続できる表示灯又は音響装置の個数は、各15個以下であること。

(イ) 自動火災報知設備と連動する場合は、無電圧メーク接点により、相互の機能に異常を生じないものであること。

(ウ) 多回線用の操作部又は地区表示灯を設けた複合装置の地区表示灯窓には、報知区域（1回線における当該回路の音響装置の鳴動区域をいう。）の名称等が適正に記入されていること。

(8) 常用電源

常用電源は、省令第25条の2第2項第4号ホの規定によるほか、第10自動火災報知設備4(3)を準用すること。

(9) 非常電源及び配線等

省令第25条の2第2項第4号及び第5号の規定によるほか、次によること。

ア 非常電源等

非常電源及び非常電源回路の配線等は、第23非常電源によること。

イ 配線

配線は、電気工作物に係る法令によるほか、省令第25条の2第2項第1号ロに規定する区分鳴動方式の場合には、一の報知区域の配線が短絡又は断線しても、他の報知区域への火災の報知に支障のないように設けること。

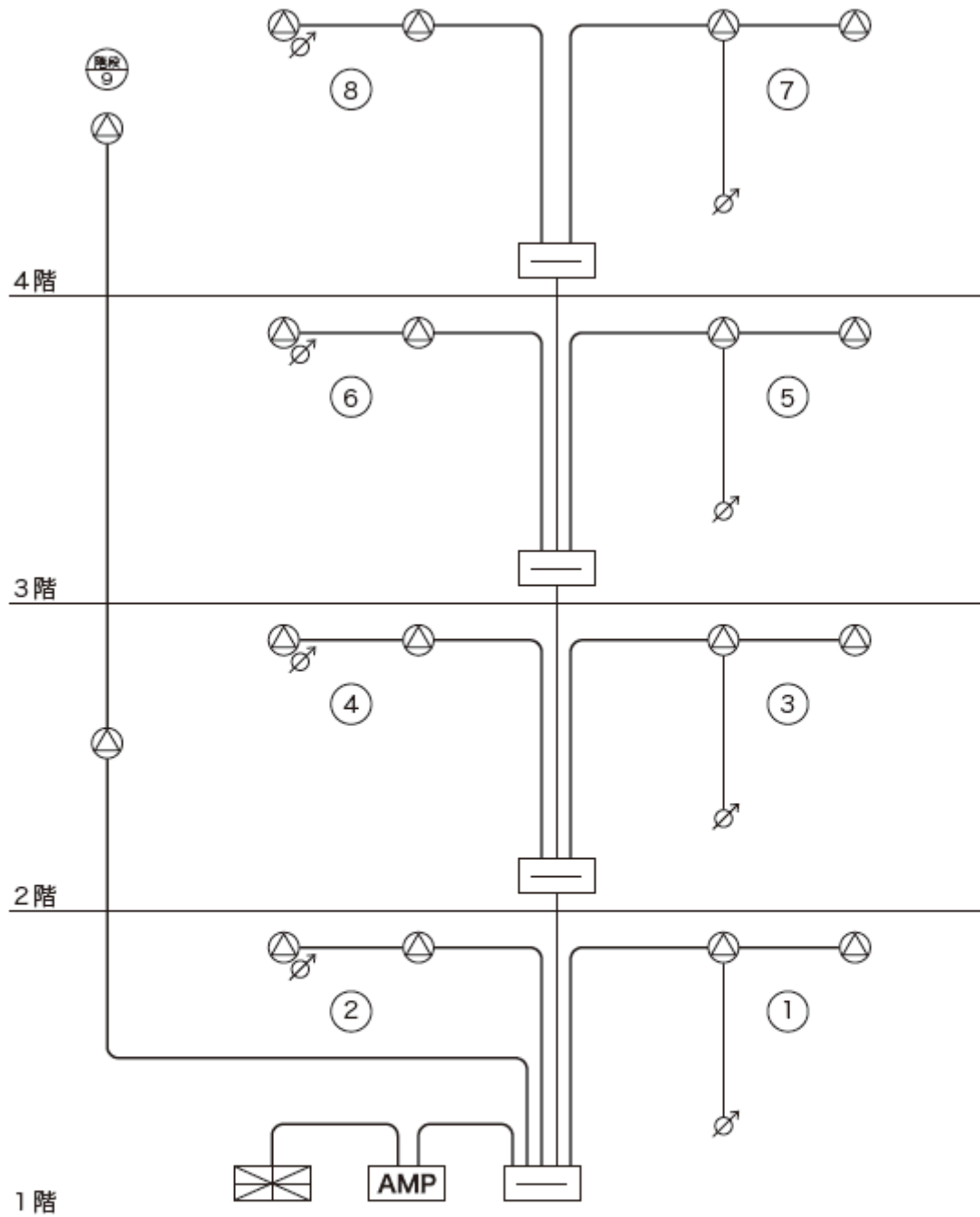
(10) 総合操作盤

省令第25条の2第2項第6号に規定する総合操作盤は、第24総合操作盤によること。

2 放送設備

放送設備は、政令第24条第4項並びに省令第25条の2第2項（第1号を除く。）及び第3項の規定によるほか、次によること。

(1) 主な構成（第 14－3 図参照）



凡例

AMP	増幅器等		音量調節器
	端子盤		報知区域
	スピーカー		自動火災報知設備受信機

第 14－3 図

(2) 用語の定義

この2において用いる用語の定義は、次による。

- ア 「放送設備」とは、起動装置、表示灯、スピーカー、増幅器、操作部、電源及び配線により構成されるもの（自動火災報知設備と連動するものにあつては、起動装置及び表示灯を省略したものを含む。）をいう。
- イ 「起動装置」とは、火災を発見した際、各階に設けられた当該装置を手動により火災である旨の非常警報を自動的に行えるもの又は増幅器等に火災信号を送り、増幅器等を起動させるものをいう。
- ウ 「表示灯」とは、起動装置の所在を明示するために設けられる赤色の灯火をいう。
- エ 「スピーカー」とは、必要な音量で警報音及び音声による放送が行えるものをいう。
- オ 「増幅器」及び「操作部」とは、起動装置又は自動火災報知設備から火災である旨の信号を受信しスイッチ等を自動的に又は手動により操作して、マイクロホン、テープレコーダー等により火災である旨の放送をスピーカーを通じて、必要な音量で必要な階に放送するものをいう。
- カ 「非常電話」とは、操作部との間の専用電話（インターホンを含む。）をいう。
- キ 「遠隔操作器」とは、防火対象物の使用形態により、放送場所が複数となる場合に使用できる単独の操作部をいう。

(3) 機器

放送設備は、非常警報告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

(4) 増幅器等

増幅器及び操作部（以下この項において「増幅器等」という。）は、次によること。

ア 設置場所

設置場所は、省令第25条の2第2項第3号ホ、ト及びブルの規定によるほか、次によること。

- (ア) 省令第25条の2第2項第3号ルに規定する「防災センター等」とは、次に掲げる場所が該当するものであること。

ただし、防災センター等が存しない場合にあっては、常時人がいる火災表示を容易に確認できる場所に設けること。

- a 防災センター
- b 中央管理室
- c 守衛室
- d 管理人室

- (イ) 自動火災報知設備が設置される防火対象物にあっては、受信機又は副受信機（表示装置）と併設すること。◆

- (ウ) 避難階又はその直上階若しくは直下階の避難上有効な出入口付近の場所に設けること。

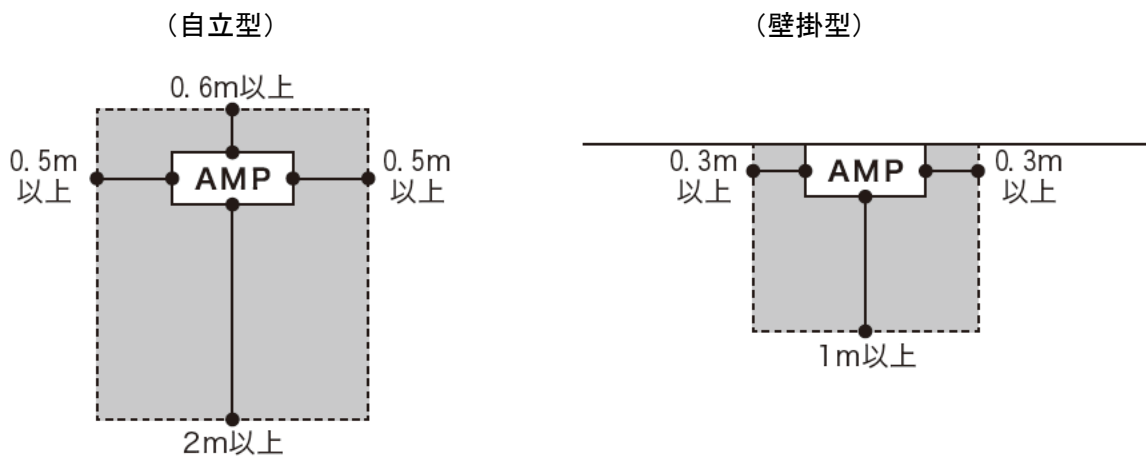
●ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- a 安全に避難できる場所であること。
- b 設置場所は、準耐火構造の壁及び床で区画された部分であること。
- c bの開口部には、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸を設けたものであること。
- d 避難階、その直上階又は直下階の避難上有効な出入口付近の場所に設けること。ただし、安全に避難でき、かつ、壁、床及び天井が不燃材料で造られており、開口部に防火戸を設けた場所に設置する場合は、この限りではない。

- (エ) 温度又は湿度が高く、衝撃、振動等が激しい等、増幅器等の機能に影響を与える場所には設けないこと。

- (オ) 地震動等による障害がないよう堅ろうに、かつ、傾きのないように設置すること。

- (カ) 操作上、点検上障害とならないよう、有効な空間を確保すること。●（第14-4図参照）
 なお、自立型の場合で、背面にとびら等がないものは、背面の空間を省略することができる。また、操作上、点検上支障にならない場合は、図中の数値以下とすることができる。



第 14-4 図

イ 機器

機器は、省令第25条の2第2項第3号へ、リ及びヌの規定によるほか、次によること。

- (ア) 起動方式は、自動火災報知設備からの火災信号等の情報を受けて、次により音声による警報を発するものであること。
- 自動火災報知設備の階別信号の受信により、自動的に感知器発報放送（感知器が発報した場合又はこれに準ずる情報を入手した場合に行う放送をいう。以下同じ。）が行えるものであること。
 - 感知器が作動した旨の信号を受信した後、次のいずれかの信号を受信した場合、自動的に火災放送（火災の発生が確認された場合又はこれに準ずる情報を入手した場合に行う放送をいう。以下同じ。）を行うこと。
 - 発信機又は非常電話からの信号
 - 火災信号を感知器ごとに区分できる自動火災報知設備にあつては、第1報の感知器以外の感知器が作動した旨の信号
 - その他火災が発生した旨又は火災が発生した可能性が高い旨の信号
 - 発信機又は非常電話により起動する場合は、自動的に感知器発報放送を行った後、直ちに、かつ、自動的に火災放送を行うこと。
 ただし、防火対象物の用途、規模、防火管理体制を勘案して感知器発報放送を省略して、直接、火災放送を行うことができる。
 - 非火災報放送（火災の発生がないことが確認された場合に行う放送をいう。以下同じ。）は、簡単な操作により起動できること。
- (イ) 自動火災報知設備と連動する場合は、無電圧メーク接点により相互の機能に異常を生じないものであること。
- (ウ) 増設工事が予想される場合は、増幅器等に余裕回線を残しておくこと。◆
- (エ) 増幅器の出力とスピーカー等の合成インピーダンスは、整合（インピーダンスマッチング）したものであること。

(オ) 省令第25条の2第2項第3号リに規定する放送設備を業務用の目的と共用するものにあつては、起動装置等による信号を受信し、非常放送として起動された場合、直ちに、かつ、自動的に非常警報以外の放送を停止できること。

(カ) 一の防火対象物において、非常用の放送設備以外の業務を目的とした放送設備が独立して設けられている場合は、非常用の放送設備を操作した際、音声警報が有効に聞こえる措置を講じること。◆

(キ) 放送階選択スイッチの部分には、報知区域の名称等が適正に記入されていること。

ウ 常用電源

常用電源は、省令第25条の2第2項第4号ホの規定によるほか、第10自動火災報知設備4(3)を準用すること。

エ 非常電源

非常電源は、省令第25条の2第2項第5号の規定によるほか、第23非常電源によること。

(5) 遠隔操作器

遠隔操作器は、次によること。

ア 次に掲げる防火対象物のうち、増幅器等の設置場所以外の階に、ナースステーション、宿直室、介護職員室その他夜間に職員が存する室がある場合又は管理区分が異なる部分を報知する場合（例 複数の障害者グループホーム）には、遠隔操作器を設けること。◆

(ア) 政令別表第1(6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物

(イ) 政令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物

(ウ) 政令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

(エ) 政令別表第1(16)項イ（前(ア)から(ウ)までに掲げる用途に供される部分が存するものに限る。）に掲げる防火対象物

イ 設置場所

設置場所は、省令第25条の2第2項第3号ホ、ト及びルの規定によるほか、前(4)ア（増幅器等が防災センター等に設置されている場合は、(ウ)を除く。）を準用すること。

ウ 遠隔操作器等から報知できる区域

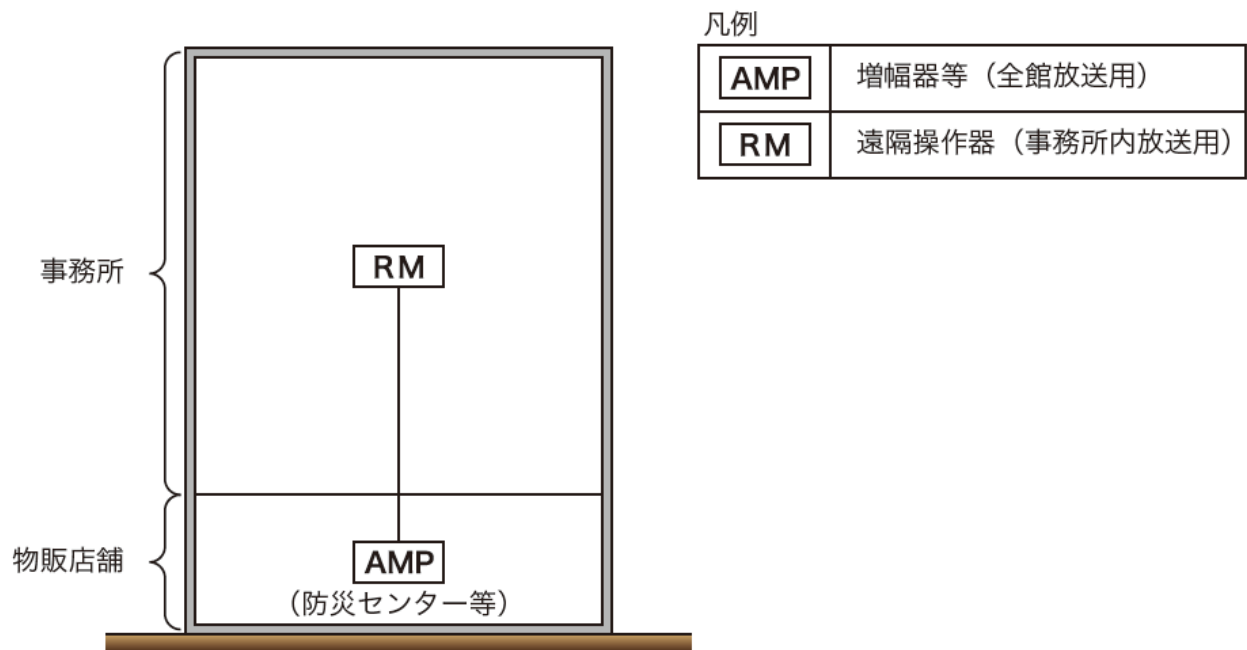
省令第25条の2第2項第3号ヲの規定により、遠隔操作器からも防火対象物の全区域に火災を報知することができるものであることとされているが、全区域に火災を報知することができる操作部又は遠隔操作器（以下この項において「遠隔操作器等」という。）が1以上防災センター等に設けられている防火対象物にあつては、政令第32条の規定を適用して、次の場合は、遠隔操作器等から報知できる区域を防火対象物の全区域としないことができる。（第14-5図参照）

(ア) 管理区分又は用途が異なる一の防火対象物で、遠隔操作器等から遠隔操作器等が設けられた管理区分の部分又は用途の部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合

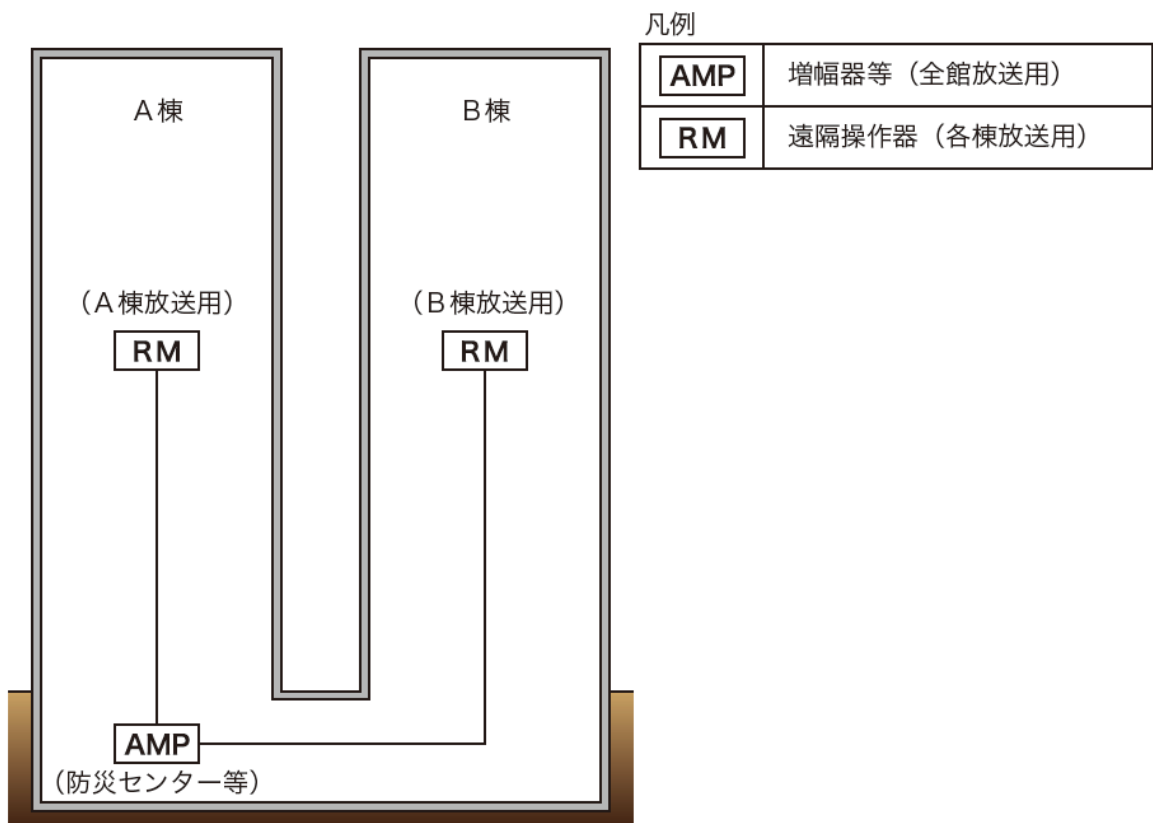
(イ) 防火対象物の構造、使用形態等から判断して、火災発生時の避難が防火対象物の部分ごとに独立して行われると考えられる場合であつて、独立した部分に設けられた遠隔操作器等が当該独立した部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合

(ウ) ナースステーション等に遠隔操作器等を設けて病室の入院患者等の避難誘導を行うこととしている等のように防火対象物の一定の場所のみを避難誘導の対象とすることが適切と考えられる場合であつて、避難誘導の対象場所全体に火災を報知することができるよう措置された場合

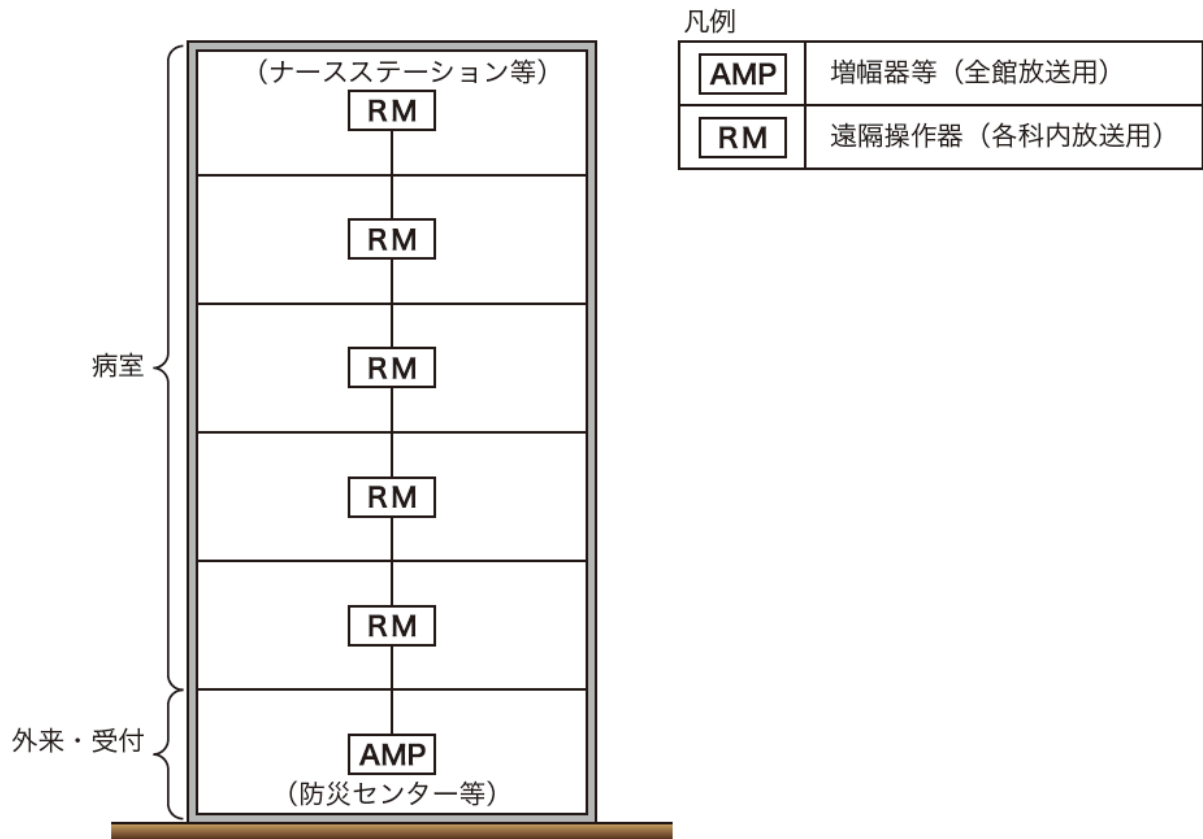
(管理区分又は異なる一の防火対象物の例(7)関係)



(避難が防火対象物の部分ごとに独立して行われる場合の例(イ)関係)



(一定の場所のみを避難誘導の対象とすることが適切と考えられる場合の例(ウ)関係)



第 14－ 5 図

(6) 報知区域

報知区域は、省令第25条の2 第2項第3号チの規定によるほか、次によること。

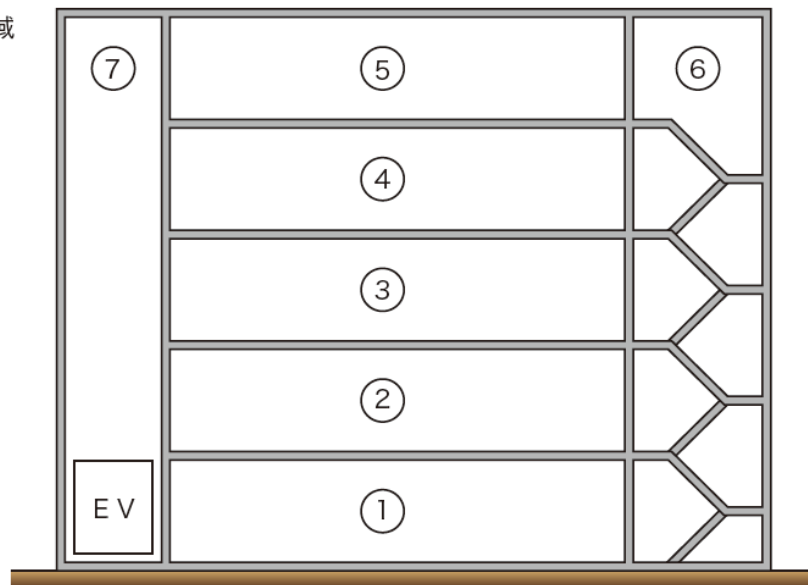
ア 報知区域は、原則として階別とすること。●（第14－ 6 図参照）

イ 階段は、居室及び廊下又は通路の部分と別な報知区域に設定され、かつ、最下階を基準とし、垂直距離45mごとに一報知区域とすること。●

ただし、階段室のない階段については、この限りでない。

ウ エレベーター内は、居室及び廊下又は通路の部分と別な報知区域として設定すること。◆

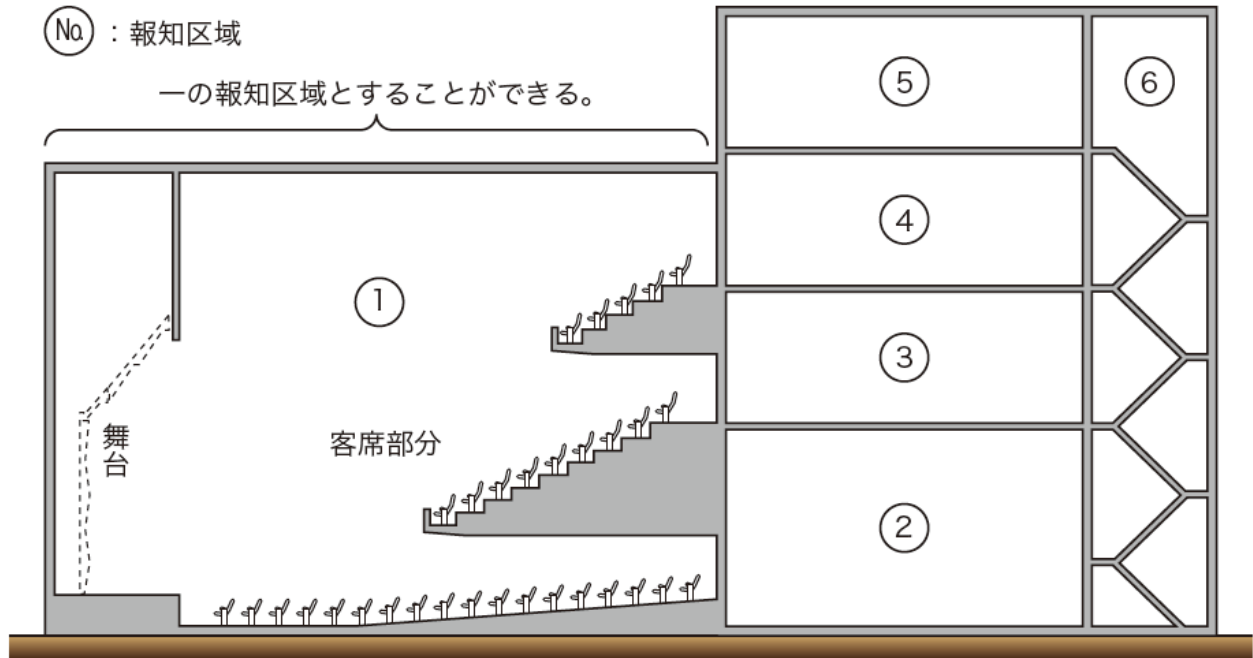
○No : 報知区域



第 14－ 6 図

エ テレビスタジオ等の部分については、他の居室等の報知区域と別な報知区域に設定することができる。

オ 劇場等で、階の一部が吹き抜けになっており、天井面等に取り付けたスピーカーにより有効な音量が得られる場合、当該部分は一の報知区域とすることができること。(第14-7図参照)



第 14-7 図

(7) 音声警報音

音声警報音のメッセージは、非常警報告示第4第3号に規定によること。

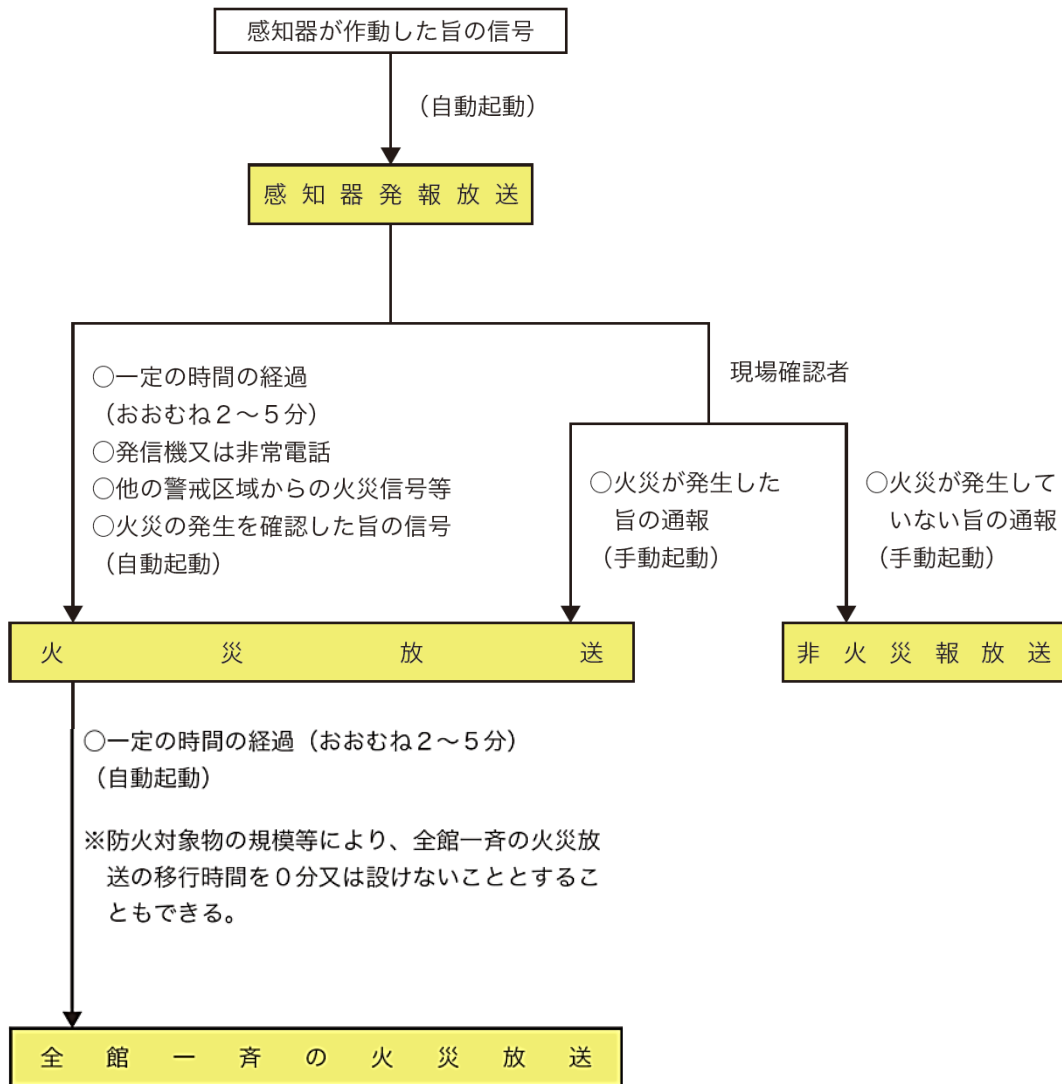
(8) 起動方式等

ア 非常警報告示第4第4号(2)に規定する放送設備の起動方式及び省令第25条の2第2項第3号チに規定する鳴動方式は、第14-8図の例によること。また、感知器発報放送及び火災放送の鳴動方式については、第10自動火災報知設備8(3)イ((イ)を除く。)を準用すること。

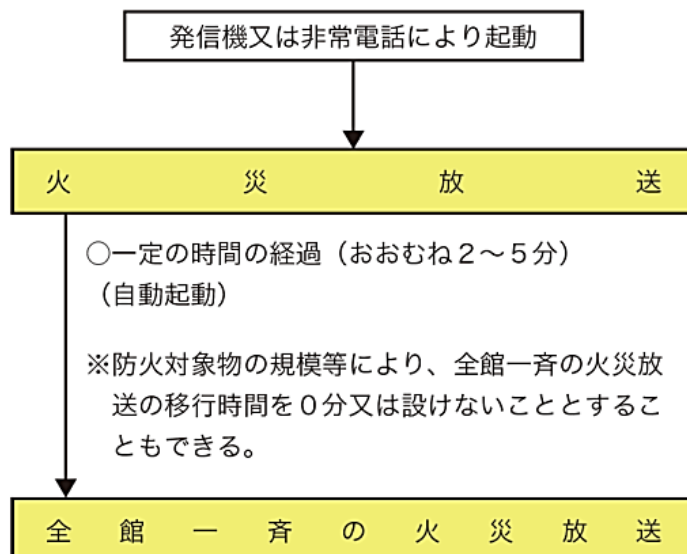
イ 非常警報告示第4第4号(2)イ(ロ) c 及びハ(ハ)に定める信号については、感知器発報放送が起動してからタイマーにより作動する一定の時間を経過した旨の信号とし、一定の時間については、防火対象物の規模、利用形態、管理形態、内装制限の実施状況、現場確認に必要な時間等を勘案して、おおむね2分から5分までとすること。●

なお、特段の事情がある場合は、消防機関の認める範囲でこれと異なる時間とすることができる。また、防火対象物の規模等により、全館一斉の火災放送の移行時間を0分又は設けないこととすることもできること。

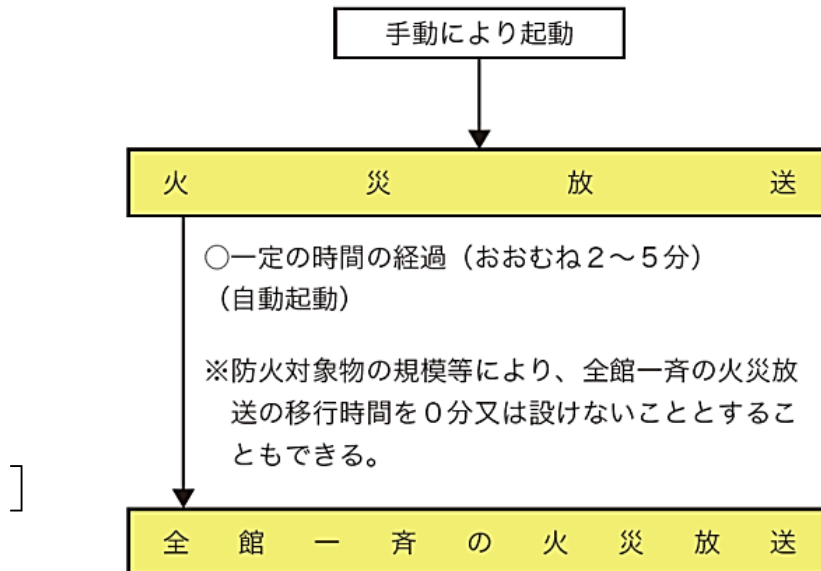
(自動火災報知設備の感知器が作動した旨の信号 (火災表示をすべき火災情報信号を含む。) により起動した場合)



(発信機又は非常電話により起動した場合)



(手動により起動する場合)



第14－8 図

(9) スピーカー

ア 設置場所

- (ア) スピーカーの設置場所は、第10自動火災報知設備8(1)(クを除く。)を準用すること。
- (イ) エレベーターが設置される防火対象物にあっては、エレベーター内にスピーカーを設けること。◆

イ 機器

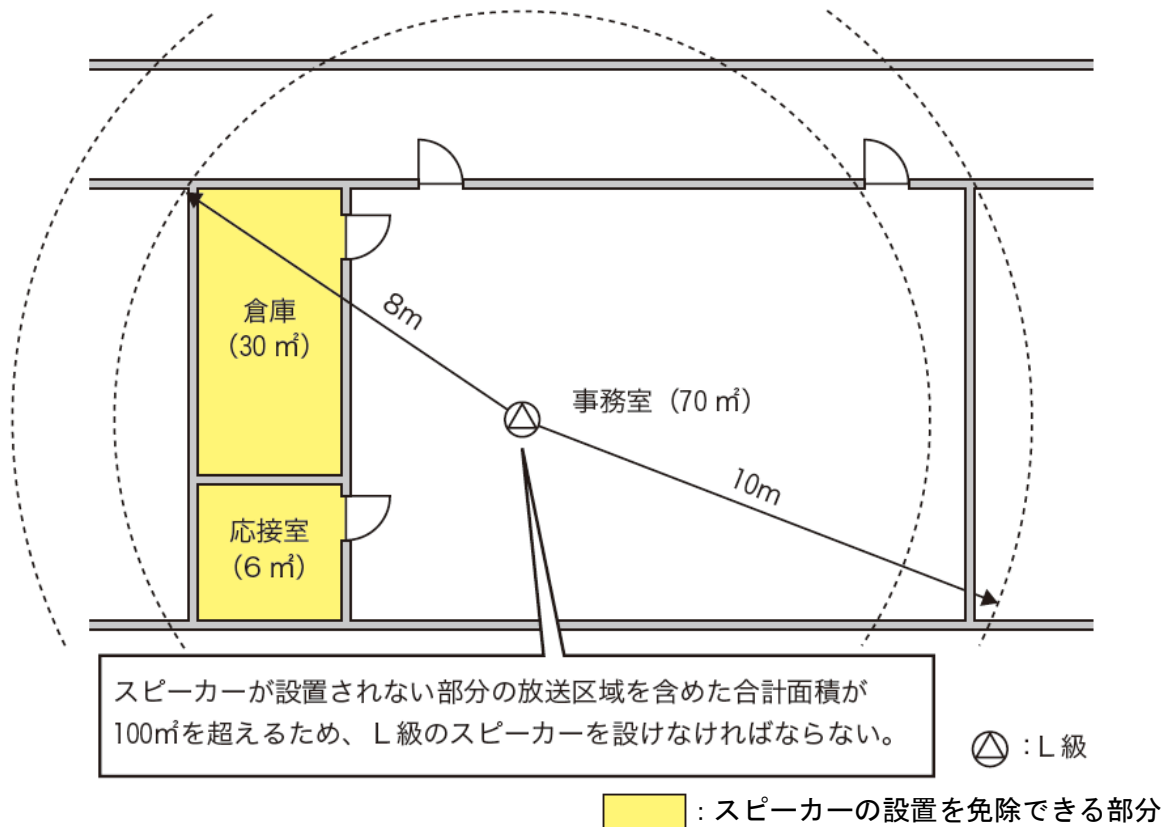
高温多湿となることが予想される場所に設けるスピーカーは、使用場所に適応したものであること。

(10) 放送区域

ア 省令第25条の2第2項第3号ロ(イ)に定める放送区域(防火対象物の2以上の階にわたらず、かつ、床、壁又は戸(障子、ふすま等遮音性能の著しく低いものを除く。)で区画された部分をいう。以下同じ。)については、次のとおりとすること。

- (ア) 部屋の間仕切壁については、音の伝達に十分な開口部があるものを除き、固定式か移動式にかかわらず、壁として取り扱うものとする。
- (イ) 「障子、ふすま等遮音性の著しく低いもの」には、障子、ふすまのほか、カーテン、つい立て、すだれ、格子戸又はこれらに類するものが該当するものとする。なお、出入口の戸が障子又はふすま等であっても、出入口以外の部分が壁等で区画されている部屋は、原則として一放送区域とする。
- (ウ) 通常は開口している移動式の壁又は戸であっても、閉鎖して使用する可能性のあるものは、壁又は戸で区画されたものとして取り扱うものとする。

イ 省令第25条の2第2項第3号ロ(イ)は、放送区域の面積によって設置できるスピーカーの種類を区分しているところであるが、スピーカーが設置されない放送区域が存する場合は、スピーカーが受け持つ放送区域の合計面積を算定したうえで、当該面積に対応する種類のスピーカーを設置すること。(第14－9図参照)



第 14－9 図

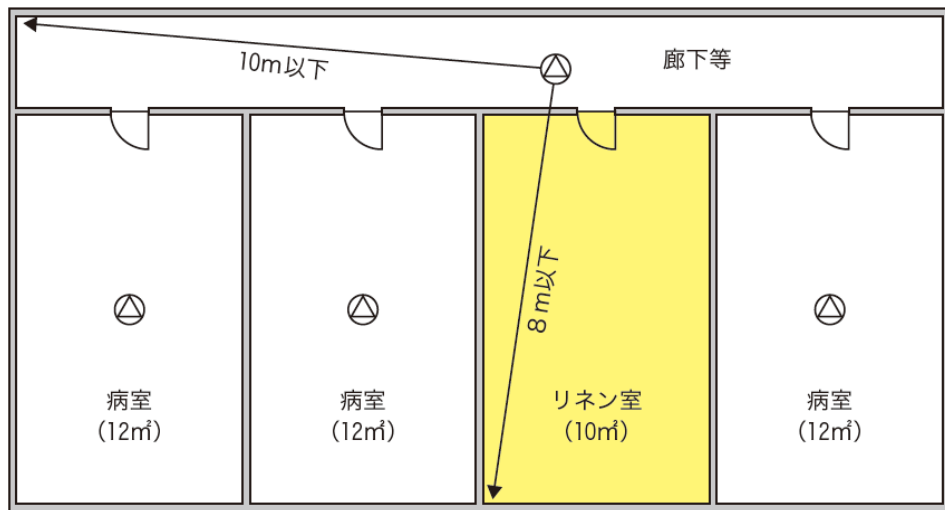
参考

スピーカーの種別	放送区域の大きさ
L 級	100 m ² を超える
L 級又はM級	50 m ² を超え 100 m ² 以下
L 級、M級又はS 級	50 m ² 以下

ウ 省令第25条の2第2項第3号ロ(ロ)に規定する「居室」とは、建基法第2条第4号に規定する居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。

エ 省令第25条の2第2項第3号ロ(ロ)ただし書に定めるスピーカーの設置を免除できる放送区域及びスピーカーの設置場所については、次の例によるものとする。

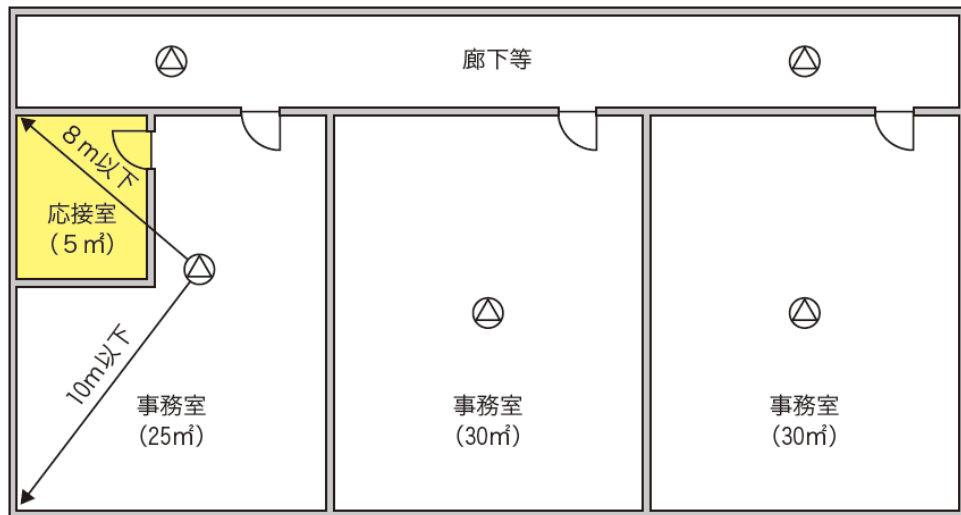
(7) 居室又は居室から地上に通ずる主たる廊下その他の通路以外の場所でスピーカーの設置を免除できる場合（第14－10図参照）



：スピーカーの設置を免除できる部分

第 14-10 図

(イ) 居室でスピーカーの設置を免除できる場合（第 14-11 図参照）



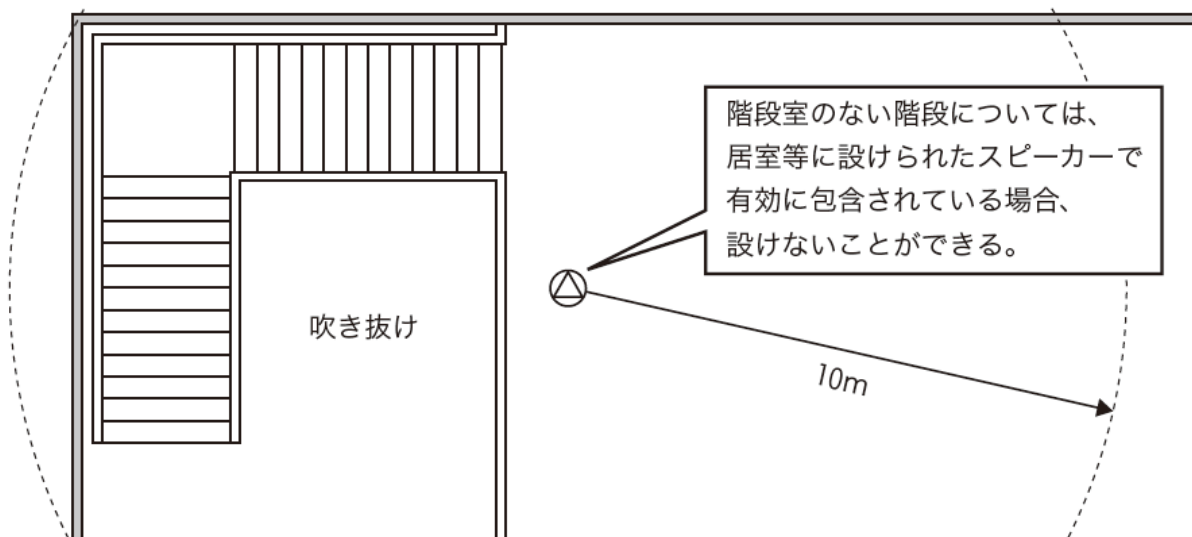
：スピーカーの設置を免除できる部分

第 14-11 図

オ エの通りスピーカーを免除する場合は包含距離を満たしていても、原則ドアが2つ以上ある部分では免除することはできない。◆

カ エの通りスピーカーの包含距離を適応する場合は、スピーカーの設置箇所側にドアがある場合に適用する。◆

キ 省令第25条の2第2項第3号ロ(ハ)の規定により、階段又は傾斜路にスピーカーを設けることとされているが、階段室のない階段については、当該階段部分が同号ロ(ロ)のスピーカーで有効に包含されている場合、設けないことができる。（第14-12図参照）



第 14－12 図

ク 政令別表第 1 (5) 項ロに掲げる防火対象物の住戸部分については、政令第 32 条の規定を適用して、住戸内の戸等の設置にかかわらず、各住戸（メゾネット型住戸等の 2 以上の階にまたがるものについては各階ごとの部分）を一の放送区域として取り扱って差し支えない。

ただし、当該部分の床面積に応じて、省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ (イ) により、スピーカーを設置すること。

(11) 複数回線化

複数回線化（一の階に一のスピーカー回路である場合、万一出火場所付近のスピーカー又は配線が燃焼し、短絡することにより、当該階の放送がすべて停止することがないように、一の階に複数のスピーカー回路を配線することをいう。）は、次によること。◆

ア 適用範囲

全ての防火対象物とする。◆

イ 複数回線化の方法

次のいずれかの方法によること。

(ア) あらかじめ、2 以上のスピーカー回路により構成する方法

(イ) 回路分割装置により 1 のスピーカー回路を 2 以上に分割する方法

ウ 配線方法

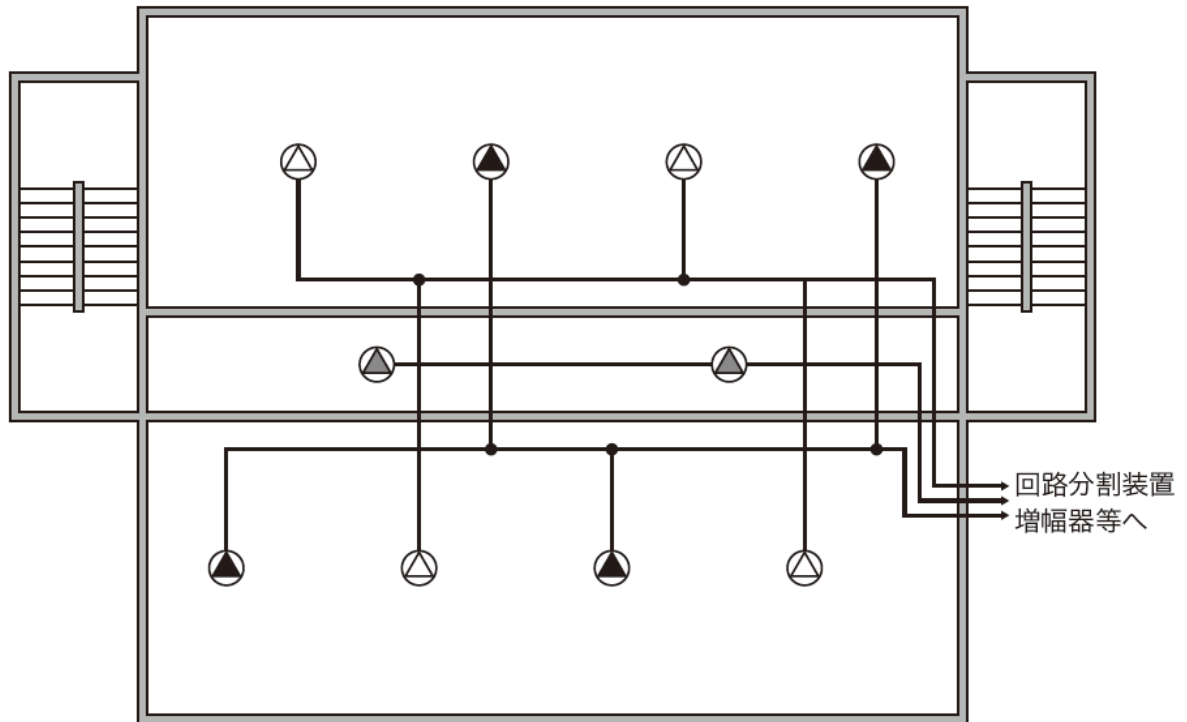
次のいずれかの方法によること。（第 14－13 図参照）

(ア) 隣接するスピーカーを別回路とする方法

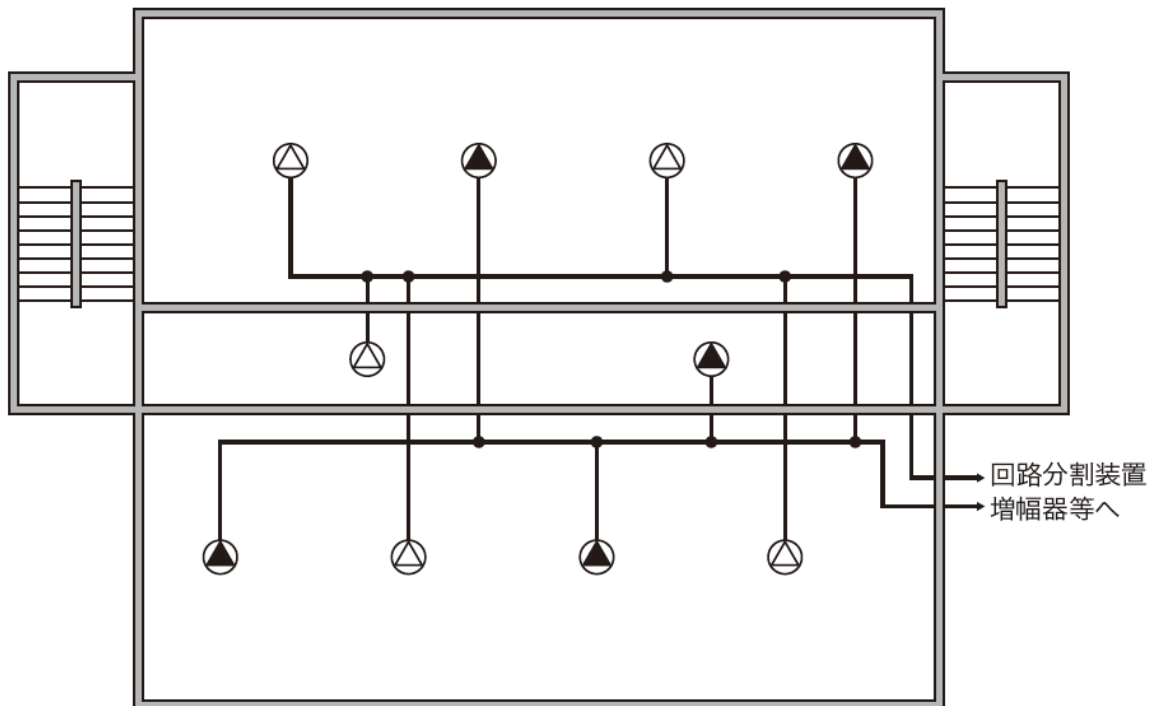
なお、各回路に接続されるスピーカーは、おおむね同数となるように配置すること。

(イ) 居室部分と廊下等の共用部分を別回路とする方法

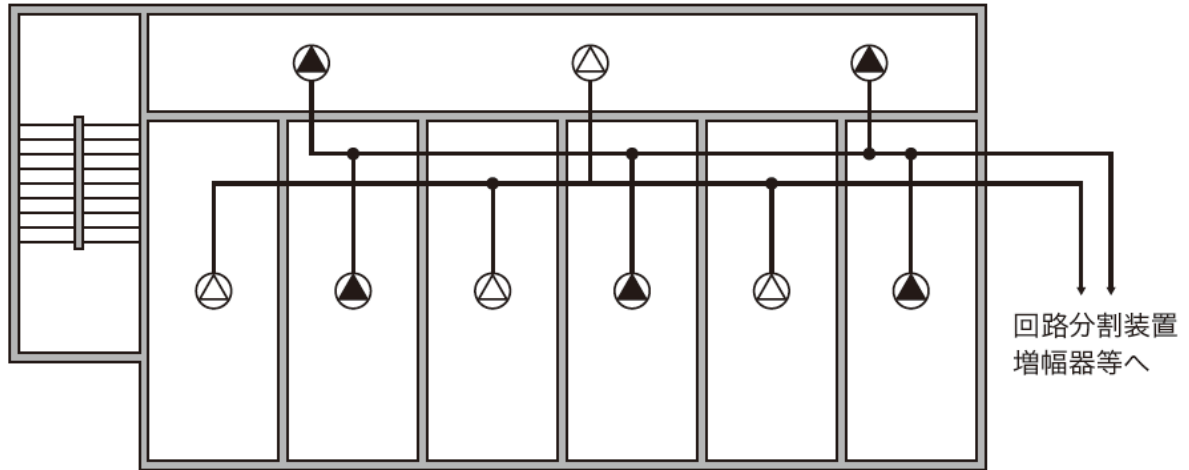
(その 1) 隣接するスピーカーを複数回線化し、一報知区域を 3 分割した例



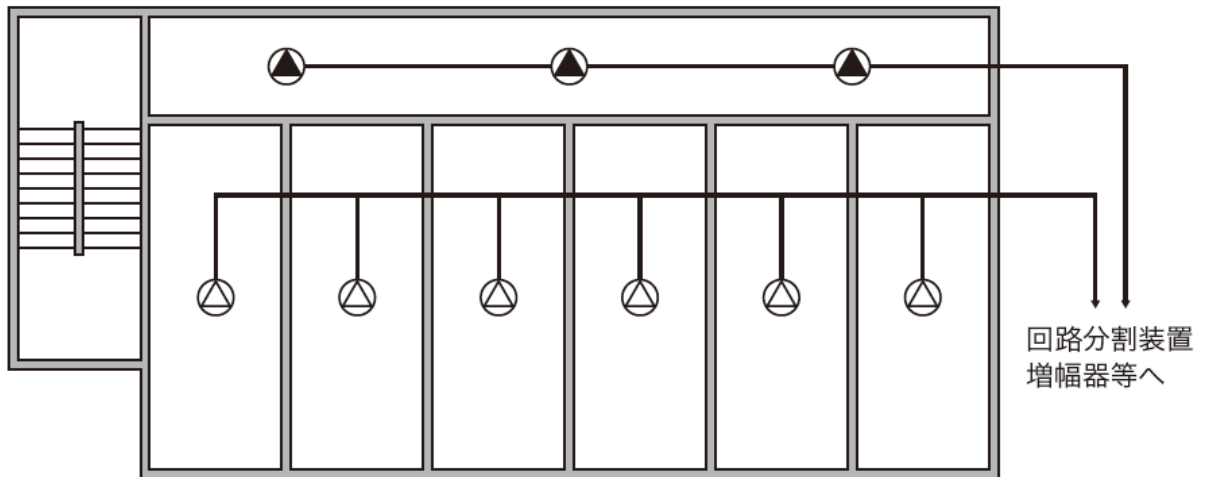
(その 2) 隣接するスピーカーを複数回線化した例



(その 3) 隣接するスピーカーを複数回線化した例



(その 4) 居室と共用部分を複数回線化した例



第 14-13 図

(12) 起動装置

起動装置は、省令第25条の2第2項第2号及び第2号の2の規定によるほか、次によること。

なお、省令第25条の2第2項第2号の規定により、非常電話を設置する場合を除き、放送設備が自動火災報知設備と連動されている場合は、起動装置を省略することができること。

ア 押しボタンスイッチ

起動装置に押しボタンスイッチを使用する場合は、前1(4)を準用すること。

イ 非常電話装置

省令第25条の2第2項第2号に規定する非常電話は、次によること。

なお、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第2条第22号に定めるT型発信機を当該基準に基づき設置した場合、非常電話と同等のものとみなすことができること。

(ア) 設置位置

a 操作部（親機）

(a) 防災センター等の常時人のいる場所に設けること。

(b) 増幅器等及び自動火災報知設備の受信機に併設して、それぞれの機能操作が有効に行える位置に設けること。◆

(c) 制御部（電話交換機部分）と操作部が分割されているものは、原則として同一室内に設けること。◆

b 非常電話機（子機）

(a) 非常用エレベーター乗降ロビー、特別避難階段の付室、階段の付近又は廊下等で、自動火災報知設備の発信機、連結送水管の放水口、非常コンセント設備等に併設して設けること。●

(b) 操作上支障となる障害物がない箇所に設けること。

(イ) 機器

a 非常電話機は、送受話器を取り上げることにより、自動的に操作部への発信が行われるものであること。

b 業務用電話と兼用されるものは、非常電話として起動した場合、業務用電話の機能を遮断するものであること。

c 非常電話機は、放送機能を有しないこと。

d 操作部は、非常電話機の発信により火災音信号が鳴動するものとし、発信階を表示すること。

e 操作部は、非常電話機の発信を受信した場合、送受話器を取り上げる等の簡単な操作で火災音信号を停止し、発信を行った非常電話機と相互に同時通話ができること。

f 操作部は、二つの非常電話機との三者通話も可能であること。

g 非常電話機の回線が短絡又は断線しても、他の回線に障害が波及しないこと。

h 非常電話機の収納箱及び操作部の外箱は、厚さ0.8mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度及び難燃性を有すること。

i 放送設備を起動する場合、操作部と増幅器等との連動方式は、無電圧メーク接点により相互の機能に異常を生じないこと。

(13) 表示灯

表示灯は、省令第25条の2第2項第2号の2ニの規定によるほか、前1(6)を準用すること。

(14) 相互通話設備

省令第25条の2第2項第3号ヲに規定する「操作部又は遠隔操作器のある場所相互間で同時に通話することができる設備」とは、次によること。

ア 設置位置等

(7) 操作部又は遠隔操作器の設けられている直近で、当該機器の操作に有効な位置であること。

(イ) 床面の高さから0.8m（いすに座って操作するものにあつては0.6m）以上1.5m以下の箇所に設けること。

(ウ) 相互通話設備として、次のいずれかの設備が設けられていること。

a インターホン

b 非常電話

c 発信機（P型1級、T型）

d 構内電話で非常用の割り込みのできる機能を有するもの又はこれと同等のもの

イ 機器

(ア) 一の送受話器を取り上げ又は選局スイッチを操作する等容易な方法により、自動的に一方の機器への発信が可能なものであること。◆

(イ) 一の送受話器の発信により、一方の機器への呼び出し音が鳴動するとともに、表示装置が設けられているものは、当該表示が有効に点灯すること。◆

(ウ) 常用電源

常用電源は、第10自動火災報知設備 4 (3)を準用すること。◆

(15) 配線

省令第25条の2第2項第4号の規定によるほか、次によること。

ア 増幅器と操作部をそれぞれ異なった場所に設置する場合、増幅器から操作部までの配線は、耐熱配線とすること。

ただし、増幅器から操作部又は操作部から増幅器に非常電源を供給する場合には、耐火配線とすること。

イ 遠隔操作器のみが防災センター等に設置される場合で、増幅器又は操作部から非常電源が供給される場合の配線は、耐火配線とすること。

ウ 増幅器等からスピーカーまでの配線は、火災の際、一の報知区域の配線が短絡又は断線しても、他の報知区域への火災の報知に支障がないように設けること。

エ 放送設備のスピーカーを業務用の放送設備と兼用するもので、スピーカー回路を切り替える方式の制御配線は、当該回路に異常がある場合、スピーカーは非常用回路に接続される方式とすること。◆

オ 放送設備の起動により、業務用の放送設備等を停止する場合の制御配線は、当該回路に異常がある場合には、業務用の放送等が停止される方式とすること。◆

なお、ここでいう「制御配線」とは、増幅器等が設置される居室外の配線をいう。

カ 電線の接続等は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で行われていること。

キ 耐火配線又は耐熱配線を必要とする配線は、次によること。（第14－14図参照）

(ア) 耐火配線

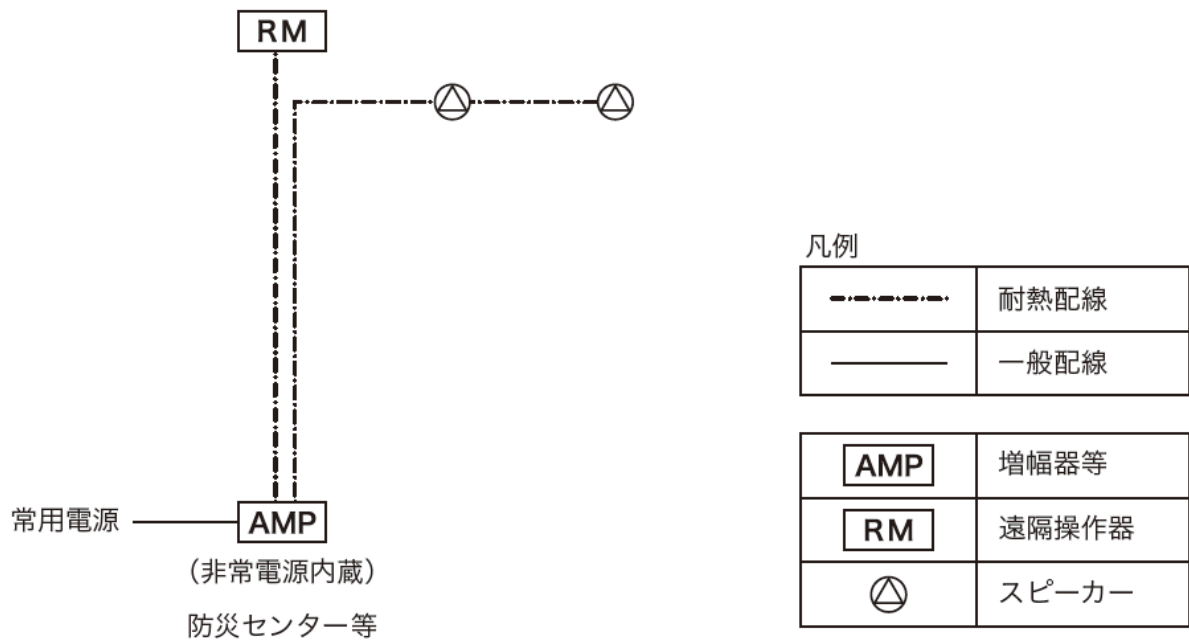
非常電源（非常電源専用受電設備又は蓄電池設備）から増幅器等までの配線（増幅器等に蓄電池が内蔵されている場合は、一般配線として差し支えない。）

(イ) 耐熱配線

a 増幅器等からスピーカーまでの配線

b 増幅器等から遠隔操作器までの配線

c 増幅器等から表示灯及び起動装置までの配線



第 14－14 図

(16) 誘導音装置付誘導灯の取り扱いについて

誘導音装置付誘導灯の取り扱いについては、第16誘導灯12によるほか、次によること。

- ア 誘導音装置付誘導灯の誘導音の発生は、第16誘導灯12(5)によるものとし、原則として放送設備の感知器発報放送又は火災放送と同時に開始されるものであること。
- イ 誘導音装置付誘導灯の誘導音の音圧レベルは、当該装置の中心から 1 m離れた位置で70dBに調節されていること。◆
- ウ 誘導音装置付誘導灯は、点滅型であることが望ましいこと。◆

(17) 社会福祉施設及び病院・旅館・ホテル等に係る防火安全対策 ◆

ア 非常警報設備は、下記に掲げる防火対象物は、放送設備とすること。

- (ア) 就寝施設の収容人員が 20 人以上で、かつ、その部分の面積又は延べ面積が 1, 000 m²以上の次に掲げる防火対象物
 - a 政令別表第 1 (6) 項イ (1) から (2) までに掲げる防火対象物
 - b 政令別表第 1 (6) 項ロに掲げる防火対象物
 - c 政令別表第 1 (6) 項ハに掲げる防火対象物 (利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)
- (イ) 就寝施設の収容人員が 20 人以上で、かつ、その部分面積又は延べ面積 2, 100 m²以上の(5)項イ掲げる防火対象物
- イ 前アの用途を含む複合用途防火対象物は、原則、建物全体に放送設備を設けること。

(18) 総合操作盤

省令第25条の 2 第 2 項第 6 号に規定する総合操作盤は、第24総合操作盤によること。

(19) 緊急地震速報を行う放送設備

- ア 緊急地震速報を受信したとき、緊急地震放送が開始されるものであること。なお、統一地震 ID (どの地震かを識別する記号) の緊急地震速報を複数回受信した場合であっても、緊急

地震放送は 1 回のみ行うものであること。◆

イ 放送設備の操作部及び遠隔操作部には地震放送表示灯及び地震放送停止スイッチが設けられていること。◆

ウ 緊急地震速報受信端末と放送設備を接続する場合は、専用の接続端子を設け、無電圧マーク接点により行い、放送設備の機能に異常が生じないものであること。◆

エ 非常放送中に緊急地震速報を受信した場合は、非常放送（マイクロホン放送を含む）を中断し緊急地震放送を行い、緊急地震放送終了後、直ちに、かつ、自動的に非常放送を行うものであること。

オ 緊急地震放送中に火災信号を受信した場合は、緊急地震放送の終了後、直ちに、かつ、自動的に非常放送を行うものであること。

カ 放送設備は、緊急地震放送に係る機能を有するものとして認定を受けたものを使用すること。◆

キ 緊急地震放送の内容は次によること◆

(ア) シグナル音と音声メッセージで構成され、放送に要する時間は 15 秒以下であること。

(イ) シグナル音は緊急地震放送の伝達を目的としたもので、音声メッセージは、地震速報を伝える旨の内容であること。

ク 他の設備と共用する放送設備で、緊急地震速報を受信し、業務放送として行うものについては、非常放送時に遮断すること。

ケ 放送設備の緊急地震放送に関する動作は、「緊急地震速報に対応した非常放送設備に関するガイドライン（平成 25 年 3 月改正非常用放送設備専門委員会作成）」によること。◆